

# 令和7年度 第2次浜松市都市計画道路見直し計画（改定版）策定業務 仕様書

## 第1章 総則

### （適用の範囲）

第1条 本仕様書は、浜松市（以下「委託者」という。）が、委託する「令和7年度 第2次浜松市都市計画道路見直し計画（改定版）策定業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### （業務の目的）

第2条 本業務は、「浜松市都市計画道路の見直しガイドライン評価基準マニュアル及び第2次見直し計画運用版（以下「評価基準マニュアル」という。）」を改定し、第2次浜松市都市計画道路見直し計画（以下、「計画」という）において、手続き保留区間を含む路線（以下、「保留路線」という）の必要性の再検証を行い、計画の改定版を作成することを目的とする。

## 第2章 業務の内容

### （計画準備及び作業方針の整理）

第3条 受託者は、本業務を進めるにあたり、作業方針を整理の上、業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

### （評価基準マニュアル改定版の作成）

第4条 受託者は、評価基準マニュアル等の前回改定時（平成24年）からの社会情勢の変化等を踏まえ、評価基準の見直しを行い改定版を作成する。

### （路線評価カルテの更新）

第5条 改定した評価基準マニュアル等の各評価項目により、「平成24年度浜松市都市計画道路見直し計画策定業務委託」で作成した保留路線の路線評価カルテ等について、次の通り更新を行う。

（1） 路線現況カルテの更新（計画整合）

路線現況カルテの各項目について、令和7年4月1日時点の情報への更新を行う。

（2） 区間評価カルテの更新（計画整合）

保留路線の現状把握を行い、将来都市像との整合確認や整備計画・都市計画事業等から、路線の必要性の確認を行い区間評価カルテの更新を行う。

（3） 区間評価カルテの更新（区間機能検証 細部の道路機能の検証）

社会情勢の変化等を勘案し、交通機能・空間機能・市街地形成機能を担っている路線かどうかの検証を行い区間評価カルテの更新を行う。

(4) 区間評価カルテ等の更新（区間機能検証 配置・規模等の検証）

効率的重点的な道路整備のための既存ストックの活用として、都市計画道路の配置・規模等を検証し、地域の実情にあった計画であるかどうかを踏まえ、区間評価カルテ及び代替施設カルテの更新を行う。

(ネットワーク機能検証)

第6条 前条までの検討結果を踏まえ、仮の路線・区間の整備方針（存続・廃止）を設定し、その整備方針による新たな「(仮)都市計画道路網」が、道路機能上望ましい計画であるかの検証を行う。検証にあたっては、第5回西遠都市圏交通体系調査の結果を活用し、委託者と協議の上、ネットワークを4ケース設定し交通量推計を実施する。

2 前項の検証結果を、平成24年度浜松市都市計画道路見直し計画策定業務委託で作成したネットワーク機能検証カルテ、区間評価カルテ等へ反映する。

(第2次浜松市都市計画道路見直し計画の改定版及び概要版の作成)

第7条 前条までに行われた検討結果を踏まえ、第2次浜松市都市計画道路見直し計画の改定版の作成を行う。

2 前項を踏まえ概要版を作成する。

(成果品の作成・提出)

第8条 受託者は、業務の成果品として、令和7年度に別表1、令和8年度に別表2のものを委託者に提出することを基本とするが、委託者と受託者の協議により、変更することが出来る。

2 前項による紙媒体は、原則としてA4版とし、2部(正副)作成し、それぞれファイル綴じとする。

3 第1項による電子媒体は、原則としてWord及びExcelなど委託者が閲覧又は加工可能なデータ形式とし、DVD-Rなどに記録すること。ただし、やむを得ず委託者が加工できないデータ形式で提出する必要がある場合は、委託者と受託者との協議によるものとする。

(打合せ協議)

第9条 業務着手時（1回）、中間（6回）、成果品納品時（1回）の8回とし、その他必要に応じて打合せを行う

2 打合せ協議内容を記録した打合せ協議録を作成し委託者に提出すること。

(貸与資料)

第10条 受託者は、下記の関係資料等を浜松市から貸与を受けるものとする。

- ・平成24年度浜松市都市計画道路見直し計画策定業務委託成果品
- ・第2次浜松市都市計画道路見直し計画

- ・第2次浜松市都市計画道路見直し計画 《概要版》
  - ・浜松市都市計画道路の見直しガイドライン (H20.6)
  - ・浜松市都市計画道路の見直しガイドライン評価基準マニュアル等 (H24.7)
- 2 受託者は、その他必要な関係資料等を必要とする場合は、発注者と協議し貸与を受けることができる。

(債務負担事業)

第11条 本業務は令和7年度～令和8年度の2ヶ年に係る債務負担事業として執行する。

2 契約金額に係る各会計年度の支払限度額は以下のとおりとする。

令和7年度 契約金額の 51.4%

令和8年度 契約金額の 48.6%

3 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第2項の支払限度額を変更することができる。

別表1(第8条第1項関連)

成果品細目	紙媒体	電子媒体
業務完了報告書(中間)	1	—
第4条による評価基準マニュアル等改定版	2	1
第5条による路線評価カルテ及び代替施設カルテ	2	1
第6条による都市計画道路網図(1ケース)	2	1
第9条による打合せ協議録(着手時、中間3回)	2	1

別表2(第8条第1項関連)

成果品細目	紙媒体	電子媒体
業務完了報告書(最終)	1	—
第6条による都市計画道路網図(3ケース)	2	1
第6条によるネットワーク機能検証カルテ及び区間評価カルテ	2	1
第7条による第2次浜松市都市計画道路見直し計画(改定版)及び概要版	2	1
第9条による打合せ協議録(中間3回、成果品納品時)	2	1